

議会運営委員会 行政視察報告

議会運営委員長 佐藤 誠

【視察日程】平成 29 年 11 月 7 日（火）～ 8 日（水）

【視察委員】佐藤誠委員長，串田修平副委員長，吉田孝志委員，小野清一郎委員，渡辺均委員，内山則男委員，佐藤耕一委員，五十嵐完二委員，倉茂政樹委員，山際務委員，宇野耕哉委員

【視察地】相模原市，京都市

【調査事項】議会運営全般について

○相模原市

特記視察事項…委員会のインターネット中継について

1 導入目的と経過について

相模原市議会は、平成 17 年 6 月から本会議のインターネット中継を実施していたが、さらに議会活動を広く市民へ公開し、市民の皆さんにとってもわかりやすい、開かれた議会を目指すことを目的に、委員会などにもインターネット中継を導入するという機運が高まってきた。

平成 21 年 10 月の議会運営委員会で、委員会でのインターネット中継導入の検討が始まり、翌平成 22 年には事業概要が説明され、平成 23 年暮れ、試験放送が開始された。平成 24 年 3 月定例会から常任委員会での中継が開始されたのに続き、9 月定例会からは決算特別委員会の中継も開始された。平成 26 年 7 月には議会運営委員会で、放映対象の拡大を検討していくことが確認され、平成 27 年 5 月には議会運営委員会、6 月には特別委員会の中継も開始された。さらに翌平成 28 年 12 月には、パソコンからの視聴に加え、スマートフォンやタブレットからの視聴対応も可能となった。

この一連の経過は、相模原市議会基本条例前文の「開かれた議会を目指し、更なる議会の改革と機能の強化に取り組み」や、第 3 条（2）「市政に関する情報を積極的に公開し、市民にわかりやすく、開かれた議会の運営に努めること。」に基づいたものであるとのことである。

2 放映対象と種類について

既の実施されていた本会議に加え、総務委員会など 5 つの常任委員会、基地対策特別委員会など 6 つの特別委員会、議会運営委員会、決算特別委員会の 5 つの分科会のすべてが放映対象となっている。例外として、議会の人事案件に関わる議会運営委員会など、ネット中継されないものが 5 項目ある。

これらは全てライブ中継し、編集されていないものを翌日から公開する速報版、発言者や内容ごとに編集した録画放映を 1 週間後から公開している。

3 放映設備の整備と運用経費について

導入にかかった費用は約 3,500 万円、運用経費は年間 350 万円とのことであった。2 つの委員会室それぞれにカメラ、モニター、マイク、スピーカー、機器収納架を整備したとのことである。

2つの委員会室に対し、常任委員会は5つ、特別委員会は6つなので、これらの審議は委員会日程を調整し、ネット中継に対応しているとのことである。

委員会中は、発言者がマイクのボタンを押すとマイクの電源が入り、同時にカメラが発言者を捉え、発言終了後、マイク電源を切るとカメラは委員長を向くなど、常に発言者をカメラが捉えるという工夫がなされている。

4 視聴件数

本会議、委員会の合計で、平成28年のライブ中継は1万5,147件、録画放映は3万8,619件であった。しかし、これは年間のアクセス数である。普段のライブ中継は10件から20件、時に100件を超えることもあるとのことであった。話題の議案の審議となると、やはりアクセス数も伸びるとのことである。

5 所見

本会議に加え、全ての委員会がネット中継され、市民に開かれた議会への改革に熱意を感じた。効果は急に現れるものではないと思うが、地道な周知が必要なのではないか。アクセス数に関しての事務局の説明にもあったが、市民の関心の高いテーマとなると視聴数もふえるとのことである。まず、どういうテーマが議会で話されるかを、わかりやすく市民に伝える努力が必要ではないだろうか。

また、議員や執行部も常に市民からの目を意識することになるので、緊張したいい議論ができるのではないかと印象を持った。同時に、市民が聞いていてわかりやすくなるように、議会での議論はいわゆる行政用語（短縮した言葉、カタカナ語など）を避ける工夫も必要ではないだろうか。

市民に開かれた議会とは、市民がいつでも議会の議論に接することができ、議員や議会事務局などにいつでもかかわれる環境をつくることだと思う。そういう意味でも、インターネット中継はぜひ導入するべきであり、新潟市議会も導入に向け検討を始め、早期に実現を図るべきではないだろうか。



○京都市

特記視察事項…非交渉会派について

1 議会構成等について

会派として認める最低所属議員は2名としている。但し、交渉会派の要件は5名以上の会派としている。そのため京都市会では、交渉会派は4会派で、4名以下の非交渉会派は2会派となっている。

非交渉会派は、市会運営委員会にオブザーバー参加はできることになっているものの、表決に加わることはできない。

2 本会議での質問について

5月市会、11月市会は交渉会派のみ質問が許可されており、時間配分は会派の人数によって決まる。非交渉会派は9月市会、2月市会のみ、人数に応じて時間が配分され質問ができるが、無所属議員は質問できないことになっている。

なお、京都市会では一般質問（個人質問）は行っていない。

3 議会中継などについて

本会議の全日程で生中継や録画放送をしている。インターネットによる閲覧については、マルチデバイス対応となっており、パソコンのみではなくスマートフォンやタブレットでもできるように改善されている。

4 委員会について

本会議での質問や質疑については、会派人数や個人質問を認めていないなどの制限があるものの、委員会では、各会派に均等に意見を聞くというようなことはしておらず、どの会派の発言であっても平等に取り扱い、異議が出ない意見については合意したものとみなし進行することとしている。

5 請願や陳情の扱いについて

所管の委員会に付託される点は新潟市議会と同様の扱いになっている。また、紹介議員による趣旨説明も積極的に行われている。

新潟市議会と違う点は、結論を出さず、継続審査も行わない点であった。

6 所見

議会によって違うということがわかった視察になった。特に一般質問、代表質問の形式は新潟市議会と大きく異なっており、さまざまな形態があることを痛感した。それぞれに一長一短があるのであろうが、議会の果たすべき役割を検討し、議会改革を行っていく必要があると思う。

請願や陳情の扱いについても、請願者の心情を考慮すれば、願意に対して賛否表明を行わずに、各議員が議会活動の中で生かしていくことも一つの方法だと思われた。

視察で確認させていただいた違いを参考に、今後も取り組んでいかなければならないと感じた。

